

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報

				平成	29	年度
事業番号	137		事業名	人権啓発センター運営費		
担当課	中央人権啓発センター		担当係	人権啓発係		
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民が主役のまちづくり	連絡先	0858-84-3496	
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり	事業区分	□新規	
	主な事業	人権教育の推進			■継続	
予算区分	款	3	民生費	事業実施主体	■八頭町	
	項	1	社会福祉費		□その他	
	目	2	人権啓発センター費	計画期間	開始	—
	事業	137	人権啓発センター運営費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 八頭町民		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 人権問題に対する正しい理解と認識を高め、一人ひとりの個性と人権を大切にす意識の高揚と福祉の向上を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図る。		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 人権啓発事業としては、指導者養成のための研修会の開催。広報や啓発パンフレットを利用して人権意識の高揚を図る。併せて人権にかかわる相談を継続して行う。		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 差別解消を实践出来る人材を養成するために人権問題講演会を開催する。各地域で解放文化祭等を開催する。中央人権啓発センターを中心として、郡家・船岡各センターと連携して人権尊重社会を実現していく取組を進める。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 部落差別をはじめとするあらゆる差別が解消され、人が人として大切にされる人権尊重意識が町民に行きわたる。また、町民自らが主体的に人権問題にかかわる意識を高める。		
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 社会福祉法(第2条第3項)

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし
	A	回数	解放文化祭
	B	回数	人権問題講演会
	C	件	人権等の生活相談
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし
	A	人	解放文化祭
	B	人	人権問題講演会
	C	件	人権等の生活相談
D			

4 コスト

区分		単位	26年度	27年度	28年度		29年度		30年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	回数	3	3	3	3	3	3	3
	B	回数	1	1	1	1	1	1	1
	C	件	761	503	550	642	550	374	550
	D								
成果指標	A	人	2,032	1,784	2,000	1,737	2,000	1,776	2,000
	B	人	81	78	90	70	90	46	90
	C	件	761	503	550	642	550	374	550
	D								
トータルコスト		千円	23,794	23,350	25,231	23,719	25,231	28,244	24,890
担当職員数		人	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
職員人件費		千円	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
事業費		千円	14,194	13,750	15,631	14,119	15,631	18,644	15,290
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
一般財源(単町費)		千円	4,194	3,750	5,631	4,119	5,631	8,644	5,290

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 29 年度

実施活動内容・成果(到達点)	<p>実施活動内容(具体的に)</p> <p>各地域での解放文化祭等を内容・時期などを工夫しながら開催する。町民への幅広い相談内容に対応していくために、職員の資質の向上を図る研修会などへ積極的に参加をしていく。町民意識の向上を図り、人材を育成していくため、学習会や人権・同和問題講演会などを開催していく。</p> <p>成果(具体的に)</p> <p>部落差別をはじめとするあらゆる差別が解消され、人が人として大切にされる人権尊重の意識が町民に行き渡ったと理解されるまで事業を積極的に実施していく。相談における問題等を解決していくためのケース会議を各専門機関と協力して開催していく。講演会や学習会の場では、人権啓発を推進するための積極的な意見が出ている。</p>
----------------	---

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	社会・経済情勢が変化している中で、人権問題が多様化している。鳥取県としては、人権分野を13分野から新たな人権分野に広げている現状であり、様々な人権問題への対応に迫られている。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	同和問題の解決は行政の責務であるとともに、あらゆる人権問題の早期解決は住民福祉の向上に寄与するものであり、町が行うべき重要な施策である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	隣保館事業として、3/4補助を受けて実施している事業であり、単町負担部分はあるものの、目的に向かってしっかりと取り組むべきものである。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	人権問題が多様化し、住民のニーズに幅広く対応しなければならない現在、緊急性は比較的高いと思われる。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	町民意識調査での結果でもわかるように差別意識は依然として存在するが、理解が進み人権尊重社会に向けて行動化出来る人達が増えている。これからは、様々な人権活動団体と連携し、町民一人ひとりのものとなるように取り組んでいかなければならない。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
1	1、拡充する	80点以上	86	あらゆる人権問題の早期解決は、町民の住民福祉の向上に寄与するものであり、重要な施策である。また、人権啓発センターの役割とは、厚生労働省の運営要綱のとおり「地域福祉」「人権啓発」の拠点として地域を活性化していくことである。人権分野が多岐に渡ってきている現状からすれば、人権啓発事業はこれからも特に取り組んでいくべき重要な施策である。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点	1	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	人権啓発センターは、人権啓発・地域福祉の拠点としての役割を果たすものであり、3センターにおいて各種の相談業務や研修会、教室等が実施されている。研修会等においては参加者の固定化が引き続き課題として挙げられているが、同和問題を中心に据えた学習から広く人権問題全般に裾野を広げた学習を行うよう町の人権施策推進方針がすでに転換されていることもあり、あらゆる差別の解消に向けて、より広く町民の意識高揚につながるような手法等の検討・導入を進められたい。また、八頭町合併以後、3つの施設それぞれでセンターの運営や事業実施を行っているところであるが、一体性を持った人権施策の展開を進めるためにも、拠点や事業の一本化等について関係機関等との協議・調整を具体的かつ着実に進めていく必要があると考える。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	<p>事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所</p> <p>少子高齢化が進み、事業への参加者が固定され、一部では減少傾向の事業もある。今後は、事業運営について様々な意見を取り入れながら、新しい発想による見直しを行っていく必要がある。相談員への相談内容が幅広くなっている現状から、職員の資質の向上と専門機関との連携を一層図っていく。</p>
今後の方向性	<p>上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか</p> <p>解放文化祭の開催方法の見直しや時間短縮などを行い、参加人数の減少を抑えていく。また、人権問題講演会の内容を参加しやすいものとするように工夫し、人権意識の高揚を図る。また、専門職員の職場異動なども資質の向上を図るためには必要なことであると考え。</p>